

別表

事業の種類	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
<p>1 活動計画策定事業</p>	<p>農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援する。</p> <p>① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組</p> <p>② 都市住民が農山漁村に定住するための取組</p> <p>③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組</p> <p>なお、①については②若しくは③と合わせて実施すること。</p> <p>支援の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定</p>	<p>以下の要件を全て満たすこととする。</p> <p>(1) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(2) 自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること。</p> <p>(3) 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)の取組について、少なくとも同欄の(1)のイ及び(2)のウの取組以外の全ての取組を実施すること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)を合わせた各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 事業開始年度は、500万円とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(1)については、300万円を上限とする。</p> <p>イ 事業開始から2年目の年度は、250万円とする。</p> <p>(3) 具体的な事業内容欄の(2)のウの取組を行う場合の各年度の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々250万円を加えた金額とする。</p> <p>(4) 具体的な事業内容欄の(2)のイの取組を行</p>

ア ワークショップ開催

地域住民間で徹底した話合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネーターするワークショップの開催

イ 先進地の視察及びセミナーへの参加

地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地の視察及びセミナーへの参加

ウ 活動計画の策定

ア及びイの取組を踏まえた地域の将来像を構想するために必要な活動計画（「交流」や「定住」へ繋がる定量的な数値目標を記載するもの）の策定

(2) 地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等

(4) 次のアからエまでの事業において採択された事業実施主体ではないこと。

ア 食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知）に規定する食と地域の交流促進対策交付金

イ 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金

ウ 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官

い、かつ、事業を実施する地域が次の(5)の要件に該当する場合の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々100万円を加えた金額とする。

(5) 事業を実施する地域が次のアからコまでのいずれかに該当する場合とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振

	<p>ア 体制構築 活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制の構築</p> <p>イ 実証活動 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動及び普及啓発に資する情報発信</p> <p>ウ 専門的スキルの活用 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた地域外の人材が有する ICT 等の専門的スキル等の活用</p>	<p>依命通知) に規定する農村集落活性化支援事業</p> <p>エ 農山漁村振興交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知) に規定する地域活性化対策(平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2248 号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策)</p>	<p>興対策実施地域</p> <p>オ 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>カ 沖縄県振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 1 号に規定する沖縄</p> <p>キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島</p> <p>ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島</p> <p>ケ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯</p> <p>コ 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p>
<p>2 人材発掘事業</p>	<p>(1) 農村体験研修の実施 就職氷河期世代を含む潜在的就職希望者に対して、農山漁村において、農林水産業の体験研修及び地域</p>	<p>具体的な事業内容欄の(1)の取組を実施する場合は、次の(1)～(3)の要件を全て満たすこととする。</p>	<p>具体的な事業内容欄の(1)の交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p>

	<p>における様々な社会活動にも参加する農村体験研修を行い、農山漁村への理解を深め、農山漁村に関心を持つ人材を発掘する取組</p> <p>(2) 情報の発信及び共有</p> <p>(1) の取組について研修実施地区や研修生の募集に際して一元的に広報すること、実施主体同士の情報交換の場となるプラットフォームを構築すること等、農村体験研修を効果的に行うための取組</p>	<p>(1) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(2) 対象者の農山漁村への理解を深める取組であること。</p> <p>(3) 事業実施主体が複数の都道府県の地域を対象として取り組むこと。</p> <p>具体的な事業内容欄の(2)の取組を実施する場合は、構築するプラットフォームが、具体的な事業内容欄の(1)の取組を更に促進するものであること。</p>	<p>(2) 取組の助成額の上限は、1事業実施主体当たり5,000万円とする。</p> <p>具体的な事業内容欄の(2)の交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 取組の助成額の上限は、2,000万円とする。</p>
--	--	---	--

<p>3 農山漁村情報発信事業</p>	<p>農山漁村のポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産や日本農業遺産について、全国への情報発信等を行う取組</p>	<p>情報発信等を通じ、優良事例や世界農業遺産、日本農業遺産に対する都市住民の認知度向上や他地域への横展開を図る取組であること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 取組ごとの助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
---------------------	---	--	--